

小規模飲食店における受動喫煙防止対策について

健康増進法の改正に伴い、複数の人が利用する飲食店や宿泊施設、オフィス、工場など、多くの施設が令和2年4月1日から原則として建物内禁煙となりました。

一方、既存特定飲食提供施設（小規模飲食店）については、経過措置として店内での喫煙を継続することも可能ですが、その場合には以下の対応が必要となります。

< 既存特定飲食提供施設（小規模飲食店） >

以下の ① ～ ③ すべてに当てはまる飲食店

- ① 令和2年4月1日時点で営業している
- ② 資本金または出資の総額が5000万円以下
- ③ 客席面積が100㎡以下

喫煙可能を継続（喫煙可能室の設置）

- ・ 上記要件②③にかかる書類の保存
- ・ 20歳未満の者は立ち入り禁止
- ・ 標識掲示義務あり
- ・ 保健所への届出が必要

※ 詳しくは下記をご確認ください

全面禁煙



喫煙専用室
（喫煙のみ）を設置



加熱式たばこ専用喫煙室
（飲食等も可）を設置



※ 詳しくは厚生労働省啓発サイトをご確認ください
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

- ・ 全年齢が入店可能
- ・ 届出の必要なし

要件にかかる書類の保存

上記①～③の要件のうち、②資本金または出資の総額が5000万円以下、③客席面積が100㎡以下について、該当することが分かる書類を保存しておく必要があります。（例：登記、店舗図面 等）

標識掲示義務

< 喫煙可能室の標識例 >

店舗の一部を喫煙可能室とする場合（店舗入口と喫煙可能室に掲示）



店舗の全体を喫煙可能とする場合



各種喫煙室で掲示する標識例は下記のサイトからダウンロードできます

○厚生労働省啓発サイト「なくそう！望まない受動喫煙」
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

○鳥取県公式ホームページ
<https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/>

保健所への届出

店舗の所在地を管轄する保健所に「喫煙可能室設置施設 届出書」をご提出ください。なお、届出事項に変更があった場合や廃業する際にも届出が必要です。（郵送でも可）

届出書と併せて、チェックリストにて既存特定飲食提供施設に該当するか確認します。

届出書の様式は、各保健所窓口にて取得できるほか、以下のサイトからダウンロードできます。

○ 鳥取県公式ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kinenshien/>

【問い合わせ先】

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 0857-26-7194

鳥取市保健所 0857-30-8521

鳥取県中部総合事務所 倉吉保健所 0858-23-3146

鳥取県西部総合事務所 米子保健所 0859-31-9319